

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

1.（自動継続）

- （1）この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。

- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

- （2）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- （3）この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

また、適用の中途解約利率が解約日における店頭掲示の預入期間に応じた基準利率を超える場合は、店頭掲示の基準利率を上限とします。

- ①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書式の場合は証書の受取欄）に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

以 上